

別紙

道 路 使 用 条 件

- 1、 市道使用については、事故等が発生しないように十分な安全対策を講ずるとともに、他の通行を妨げないように、交通指導員を配置する等の措置を取ること。
- 2、 市道使用については、防塵対策を施し、砂塵による近隣への被害を及ぼさないようにすること。
また、土砂等の搬出場所に搬出車両のタイヤの土砂等を、除去する対策を施すとともに、土砂等の搬出入による汚損が確認された時には、速やかに清掃等の措置を取ること。
- 3、 市道の使用に伴う維持管理については、市道（取付道路含む。）使用前に現況の状況（写真等。）を把握したうえで、市道使用により道路が破損したことを確認した場合は、速やかに現況の範囲内の維持補修を、市との協議により行うこと。
- 4、 当該路線において、橋りょう等に制限がある場合、または道路工事がある場合は維持管理課と協議を行うこと。
- 5、 冬期間、未除雪区間になっている路線があるので、確認すること。
また、未除雪区間を使用する時は、維持管理課と協議のうえ使用者において除雪をし使用すること。
- 6、 緊急時当該路線で、外の道路を使用する場合は、その申請者と道路使用に係る協議を行い、その協議書の写しを提出すること。
- 7、 当該路線で、外の土砂運搬についての道路使用許可を受けた者がある場合においては、その申請者と道路の使用についての協議を行い適正に道路を使用すること。
- 8、 緊急時（夜間、休日等）の連絡先を明らかにすること。

緊急連絡先 住 所

氏 名

電 話（携帯電話等）